文献資料紹介

《第30回》

【唐船津廻し船日誌】

山本秀雄（やまもとひでお）

唐船津廻し船日誌について

種子島・屋久島・口永良部外十島などを浮かべる薩摩洋は、古来、大陸への南島路といわれた重要な海上の交通路であった。

遣唐使船の通航も、七五三年、遣唐副使吉備真備や鑑眞和上を乗せて、十一日間屋久島に風待ち寄港したことは歴史の上に明らかである。

一五四三年、種子島に鉄砲を伝えたポルトガル人の来航は「東西通交(航)史」や「戦史」にも重大な一頁を加えて意義深く、後者は本（平成五）年「欧人日本初航四五〇年」とあって両国親善の大イベントに発展、ポ国大統領の来島を見たことはご承知の通りである。

二つとも台風による偶然の漂着である。

改めて薩摩洋（種子・屋久海域）に於ける遭難船資料に目を通してみた。

流石（さすが）にこの地域は台風銀座といわれる海上交通の難所、遭難事故が非常に多い。

鉄砲伝来（一五四三）以降、種子島側を拾っただけで何と六十二件にのぼる。

屋久島に資料が乏しく、十島もまたここには不問にしたが、仮に拾い加えるとすれば、その数は倍増しよう。

離島の生活事情から漁船の遭難が多い。これは当然として、中には明治期相次ぐ外国船（アメリカ、イギリス大型商船）があり、又日本海軍の軍鑑、それに江戸期は琉球や唐船が多く見られる。薩摩にはこの頃（鎖国時代でも）自由に近い交流があったものか、豊かな国際色を見せてくれる。従ってこの海域、東西に交流した文化も多かろう。

が残念ながら、屋久島にはイタリア人宣教師ヨワン・シドッチ神父の他に何時如何なる人物が足を止め、島を中継地にした物資が何であったも確かめることは困難である。

それでも重要な点は口碑で、伝承の蔭に外部資料と焦点が合致するものもあるので聞き流すことは禁物である。

余談だが、例えば西郷の遠島配流の途次風待ちの為、一湊に寄港のあった事、明治二十七年

には離島の民情視察に鹿県五代目加納知事は、暴風雨のため折角上陸しながら全行程を達せなかったが、それが為に永田灯台の必要を察して、これを促進して明治三十年一月に竣工、遭難防止に努め、以後口永良部近海の難船は減少を見ているという。

一方古い交流の歴史は民俗芸能にも見られる。「湯泊の笠踊」・「まつばんだ」など琉球にルーツがあると聞くが、琉船の遭難修理中に乗組員に教わった口碑は大事にしたいもの。

時には遭難の記録の残るものもある。

その一つが、栗生村庄屋山崎慶助の琉船救助による琉球三司官からの感謝状がある。「下屋久村郷土誌」大正十三年刊に、幕末に前後二回に亘ったと記されている。

次にその二であるが、今回本誌に紹介する「唐船津廻し日誌」である。簡単に説明すると、この日誌は野帳と云うのか、タテ16cmヨコ12cmの小さな覚書である。十五枚の袋綴で本文一頁七～八行書、二十九頁で、虫喰い破損とあって判読に苦しむ。内容に物足りない点があるのは唐船の積荷か何か……余計なことにふれることが出来なかったものか？　又、文中の『質船』『屋久島けらご』など不明な字句もある。が次のような事柄である。

寛保元年（一七四一）十一月初め、安房に唐舟が遭難座礁した。永田村にも奉行所から通達があり引船など十艘、交替で救助に行った。のち山川（薩摩）まで護衛し、無事その役目を果たした。

その時の「救助日誌」がそれである。

所蔵は永田の羽生正美氏である。或は羽生家は当時永田村の庄屋ではなかったろうか？

座礁から引出し山川の港に送るまで約五十日、その内四十八日間が安房港での行動であるが、不思議と唐船の構造・積荷・乗組員の日常については一行一句もない。物足りなさを感ずる。

気象が悪く作業は進行しない。川の入江を、風波にまかせて唐船と川奥の間を傭船五十八艘（屋久島船二十四・山川船三十四）が毎日毎日、出たり入ったりする。情報は足りない、唐船は正体は不明？

唐船も有名になろうと云うもの……。

安房の他、宮之浦にも「唐船ケ渕」があるが、かくて唐舟が舟がかりするところ「唐船ケ渕」と名を得るは単純明快の答。

この日記に島の「唐船ケ渕」という地名の由来の一端を見た思いがする。

小さな資料でも大事にしたいものである。羽生正美氏に深く感謝する。

一九九三、十一月二十七日　　山本秀雄

唐船津廻し船日誌

屋久嶋長田村

寛保元年（一七四一）

覚

酉（トリ）十一月二日

安坊（房）村江

一唐船参候て同三日、長田村江時付（トキツケ）を以被仰儀候、同五日人数十三人安坊（房）村江五日替ニ相つめ申筈ニて参申候、右唐船之長サ（長）（間）廿顕、ふかさ三顕、人数六拾人

一同六日引船八艘、比（質）＝質船不明船トシテ五枚帆壱艘被参申候、同九日ニ安坊村江右船□（捨？）艘参申候処ニ船□改、ゑり船を以弐枚帆四艘、外ニ五枚帆壱艘長田村江被仰付候、嶋中船数惣合廿四艘

一引船壱艘ニ付主取水主八人、四艘舟合人数、三十弐人五枚帆壱艘、主取、水主五人、外ニ水主八人栗生村船より参申候引船人数惣合四拾人

右水主之儀、鹿児、嶋水主申□人を以被仰付候処ニ、栗生村船水主八人くぜつ（口説＝不平）有之候故、くじ取申候様ニ被仰付候

一五枚帆壱艘

舟主　長田村之源太郎

舟頭　長次右衛門

一弐枚帆壱艘

舟主　佐五右衛門

主取　同人

一同壱艘

舟主　喜平次

主取　善左衛門

一同壱艘

舟主　勘左衛門

主取　新太郎

一同壱艘

舟主　権左衛門

主取　同人

水主

吉蔵

喜右衛門

次郎七

八郎兵衛

休左衛門

吉田村ノ

孝右衛門

同所ノ

慶兵衛

合　主取、水主八人

一唐舟つなぎはの（場）儀ハ、川口ゑびぜの本（もと）ニかゝり申候、右嶋中引舟之儀ハ、壱艘も不（のこらず）残十一月九日ニ浦のはまに相集り申候、同十日川内の様ニ参候、同十一日ニ浦のはまに参候、同十五日ニ舟壱艘□様ニ右舟数参申候

さき田之□弐

参申候□（得？）共難成候□あかり候

得共上り不申候□（のこらず）船々人数壱人も不残（迯）せより引申候処ニ、つなひつきり（引っ切り）申候て、右舟々より弐人ツゝ安房村弐枚帆より参候て、六ツ時分（午前六時頃）ニ網壱房入申候、

一同十六日唐舟つなの（番）はんトシテ舟弐艘せ（ゑ）びせの本ニ参候テ、五ツ半時分（午前九時頃）ニ唐舟碇入かへ申候（午前四時頃）

一同十七日七ツ時分ニ浦のはまに参候、

一同十九日ひよりしらべ申候て、舟こしらへ申候へ共、あかり（南風）はへにて御座候、

一同廿日こち風つよく（東風）候故川内之様ニ参候、

一同廿一日四ツ時分（午前十時頃）ニ

浦のはまに参申候、
一同廿五日なぎにて
はや崎まで唐舟こぎ
出候処ニ、西風つよ
く御座候故、本之様
ニ参候、
一十二月六日はや崎ま
て唐舟こぎ出候処ニ
西風にて本の様ニ参
候、
一十二月十二日四ツ時
分ニ安房村より唐舟
致出船候処ニ、なぎ
にて宮之浦まて引廻
し候処ニ、十二日の
はん四ツ時分ニ、お
しやるミナミ風と引
出し候て、宮之浦半
道はかり中より引舟
廿四艘共ニ唐舟相は
なれ申候て、皆おも
ひ〳〵にはしり申候
へハ、能出風にて
同十三日之六ツ半時
分より九ツ時分の間
に、引舟之儀ハ山川
またごすゑ相そろて
唐舟まち入申候処ニ、
七ツ時分ニ大雨つよ
く御座候、唐舟之儀
ハ、七ツ時分に山川
うしろはまに参候て
、右引舟廿四艘、
外ニ山川浦之引舟三
十四艘相つき申候て、
十三日之はん六ツま
へニ山川之浦ニこぎ
付申候て、さつま御
番所御改申請、いと
ま被下候得共、屋久
嶋けらごよりいとま
無之候故、長々滞留
仕申候、十二月廿日
いとま被下候、さつ
まわたりに
[illegible]し申候て
はん之四つ時分ニ出
船仕申候て、同廿一
日之八ツ半時分ニ長
田の様参候処ニ、川
口無之候故、はん之
五ツ半時分首尾能入
津仕申候、以上、
酉十二月廿一日
一飯米之儀ハ、船壱艘
ニ付、琉米三表、赤
米三表合六表、石ニ
して壱石八斗三合
右之通り長田御蔵よ
り十一月七日ニ申請
候
但三十日分
一安坊村にて出申候飯
米之儀
一飯米三斗内壱斗五升
ハ赤米
十一月十七日
一同三斗内壱斗五升ハ
赤米
同　廿一日
一同三斗内壱斗五升ハ
赤米
同廿五日
一同三斗内壱斗五升ハ
赤米
十二月三日
一同三斗内壱斗五升ハ
赤米
同十日
合壱石八斗
安坊村ニて申請候以上
覚
一酉ノ年之唐船ちん銀
巳何月宮之浦江下り
申候て巳十月十五日
ニ引舟人数江被仰渡
同十六日ニ宮之浦江
参申候て、銭百九拾
三貫何百文御蔵より
請取、十七日罷帰り
直御蔵江納置申
十八日ニわりかた被
成候て、十九日ニ御
渡し被成下候、
一銭四貫弐百四拾一文
壱人前
一同四貫九百五十文
船とニ
右之通り慥ニ相請取
申候て、壱人ニ付銭
四百文ツゝ出申候、
一銭八貫文飯米代トシ
テ所中江出申候、残
り銭之儀ハ入目ニ相
拂申候、以上
一巳年
御槍者衆
平野伊兵衛様
御下代衆
鎌田伊兵衛様
庄屋　惣左衛門
同　慶兵衛
弁指　嘉左衛門
横目　仁右衛門
同　善五左衛門
同　源兵衛
同　小藤次
行事　嶋右衛門
同　善拾郎
山頭
叶方　市左衛門
向方　三五郎
□原方　長市
脇元方　市兵衛